

大分大学保健管理センター規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則第8条第2項の規定に基づき、大分大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大分大学（以下「本学」という。）の保健に関する専門的業務と研究を一体的に行い、学生及び職員の心身の健康保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 定期及び臨時の健康診断に関すること。
- (3) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導に関すること。
- (4) 身体的、精神的健康相談及び指導に関すること。
- (5) 学内の環境衛生及び感染症予防に関すること。
- (6) 診断及び救急措置に関すること。
- (7) 保健管理の充実・向上のための調査研究に関すること。
- (8) その他健康の保持増進について必要な専門的業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
 - (2) 主担当の教員
 - (3) 技術職員
 - (4) 事務職員
- 2 前項の職員は、次の業務に従事する。
- (1) 所長は、職員を監督し、所務を掌理する。
 - (2) 主担当の教員は、所務に従事する。
 - (3) 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
 - (4) 事務職員は、事務に従事する。
- 3 第1項各号に掲げる者のほか、学校医等保健管理に関する専門的な業務を担当する職員を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、主担当の教員（教授又は准教授に限る。）のうちから、学長が指名する理事及び現に存するセンター所長の協議により推薦した者であって、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会の審議により選考したものについて、当該委員長の申出により、学長が任命する。

2 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主担当の教員)

第6条 主担当の教員は、センターの業務を行う。

2 主担当の教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に基づき、学長が行う。

3 主担当の教員のうち、あらかじめ所長が指名する者は、所長が欠けたとき、又は事故があるとき、その職務を代行する。

(挟間健康相談室)

第7条 センターに挟間健康相談室を置き、第3条に定める業務を分掌する。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年規程第153号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年学内共同教育研究施設等規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学内共同教育研究施設等規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年学内共同教育研究施設等規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学内共同教育研究施設等規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学内共同教育研究施設等規程第23号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年学内共同教育研究施設等規程第7号）

この規程は、平成31年2月4日から施行する。

附 則（令和2年学内共同教育研究施設等規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。